

旅 行 届

会 派 名 自由民主党

会派代表者 松本 和幸

下記の用務のため旅行いたしますので届け出ます。

平成28年10月21日

旅行者氏名	旅行者氏名
松本 和幸	

- 1 期間 自:平成28年11月 8日(火曜日)
至:平成28年11月11日(金曜日) 3泊4日

2 旅行先及び用務

旅行先	目 的
北海道千歳市	防災学習交流センターについて
北海道上士幌町	ふるさと納税の取り組みについて
北海道足寄町	足寄高等学校の支援策について
北海道南幌町	稲わらペレットを利用した地域循環システムについて

旅費概算払計算書(精算書)

旅行者	(所属) 水俣市議会 (職名) 市議会議員 (氏名) 松本和幸			総務課確認				
旅行日程	28年 11月 8日～ 28年 11月 11日			3泊 4日				
旅行目的	会派行政視察(北海道千歳市、上士幌町、足寄町、南幌町)							
旅 費 算 出								
概 算 払								
旅行行程	交通機関	距離 (km)	料 金		往・片	計	精 算	
			運 賃	特急料金等			料 金	計
新水俣 ↓ 博多	JR	194.1	13,380	840	往復	14,220		
↓ 福岡空港	地下鉄		260		往復	520		
↓ 新千歳空港	航空機		*1 バック旅費に基づき裏面により算出		片道	54,665		
↓ 千歳市	レンタカー		別途レンタカー借上料として支出 (※政務活動費使用基準細目に基づき別途支出)					
↓ 上士幌町	レンタカー							
↓ 足寄町	レンタカー							
↓ 南幌町	レンタカー							
↓ 新千歳空港	レンタカー							
↓								
↓								
↓								
↓								
↓								
↓								
↓								
↓								
交通費計						69,405 円	円	
日当	3,000 円 × 4 日 =					12,000 円	円	
宿泊費	14,800 円 × 3 泊 =					44,400 円	円	
食卓料	円 × 食 =					0 円	円	
旅費計						125,805 円	円	

記入要領

- 交通機関の欄は、公用車、JR、私鉄、地下鉄、バス等の交通機関名を記入する。
- 距離の欄は、距離によって運賃等を計算する場合(JR等)に、当該路程の距離を記入する。
- 運賃の欄は、交通機関の乗車運賃を記入する。
- 特急料金等の欄は、特急料金、指定席料金及びグリーン料金等の合計金額を記入する。
- 往・片の欄は、運賃の欄が往復料金又は片道料金の区分に応じ、往復又は片道を記入する。
- 精算の欄は、実際に旅行に要した金額を記入する。
- 航空機を利用した旅行又はバック旅行の場合は、裏面により運賃を計算する。

(裏)

航空機を利用した旅行又はパック旅行の運賃計算

計算の種類	☒ 概算 払 ☐ 精 算	
航空賃の計算	見積金額	円 - 国内航空施設使用料 円 = 円
パック料金における運賃の計算	パック料金の種類	☐ 朝食代及び夕食代が含まれる (宿泊料定額から食卓料を控除しない)
		☒ 朝食代又は夕食代が含まれる (宿泊料定額から食卓料定額の2分の1を控除)
		☐ 食事代を含まない (宿泊料定額から食卓料定額を控除)
	交通機関	☒ 航空機 ☐ 航空機以外
	片・往	☐ 片道 ☒ 往復
	パック料金	パック料金 60,100 円 - 国内航空施設使用料 円 = 60,100 円
	正規運賃	正規運賃 103,600 円 - 国内航空施設使用料 円 = 103,600 円
運賃計算	パック料金 60,100 円 ÷ (正規運賃 103,600 円 + 宿泊料定額 14,800 円 - 食卓料相当額控除額 4,500 円) × 正規運賃 103,600 円 = 運賃 54,665 円	
(備考)		

(見積書又は領収書添付)

領 収 証

No A 021060

自由民主党 様

¥ 60100- (うち消費税等 ¥)

月日	品 名	数 量	単 価	金額(税込)
11/8	日本旅行 札幌 74-242325 北海道 福岡-新千歳往復航空券 帯広宿泊 シングル朝食付 1泊 札幌宿泊 シングル朝食付 2泊	1		60100 円

上記の通り領収しました

2008年11月2日

熊本県水俣市千賀町上丁1番1号

生活協同組合くまもと

代表理事 田中 浩 永 章

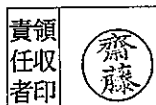
(税抜金額5万円以上には収入印紙が必要です)



(記入要領)

- 1 計算の種類の欄は
- 2 航空賃の計算の欄
- 3 パック料金における
- 4 パック料金における
- 5 パック料金における
- 6 運賃計算の欄は、

生協くまもとツーリスト



を付ける。

るものとする。また、食卓料相当額控除額は、パック料金の種類に応じた控除額を記入する。
 7 概算払の場合は見積書又は金額を証明する書類を添付し、精算の場合は領収書又はその金額を証明する書類を添付する。

費用弁償(旅費)受領書

・用務名:会派視察 北海道千歳市・上士幌町・足寄町・南幌町(平成28年11月8日～11日)

・内 訳:旅費算定書のとおり

補職名	氏 名	住 所	受領金額	受領月日	受領印
議員	松本 和幸	水俣市古賀町2-6-15	125,805	11月7日	
合 計			125,805		

領 収 証

No A 020459

自民党 松本 様

¥ 170,175 (うち消費税等 ¥)

月日	品 名	数 量	単 価	金額(税込)
3/4	パソコン代			170,175円

上記の通り領収しました

H29年3月4日

熊本県水俣市古賀町1丁目1番1号

生活協同組合くまもと



(税抜金額 5 万円以上には収入印紙が必要です)

ベスト電器水俣店



170,175 円 × 1/4 = 42,543.75



経費算入額 42,543 円

※政務活動費使途基準 (H25. 6. 19 議会運営委員会決定、下記は該当部分抜粋) に基づき、購入費の 1/4 を按分により経費に算入する。

【事務所費】

○使途基準

会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所の賃借料、維持管理費、備品、文書通信費、事務機器購入費、リース代等)

○支出できるもの

- ・ 消耗品費 (文具、フィルム、コピー用紙、茶葉等)
- ・ 会派事務所として使用している事務所の賃借料
- ・ 会派事務所の光熱水費、通信費 (電話料、インターネット接続料等)
- ・ 会派事務所で使用する備品、事務機器のうち、3 万円未満のものの購入費
- ・ 会派事務所で使用する備品、事務機器の修繕費

(留意事項)

- ・ 事務所を、後援会又は政治団体と共有する場合は、可能な限り事務所の賃貸借契約、光熱水費等の契約を分離することが望ましいが、区分が困難な場合は、実際に調査研究活動に充てられている割合に応じて按分する。
- ・ 資産形成につながる高額な備品、事務機器の購入 (3 万円以上) については、政務調査活動以外の使用との度合いを勘案し、購入費の 4 分の 1 を按分により経費に算入するものとする。
- ・ 会派事務所で使用する備品、事務機器のリースについては、政務調査活動以外の使用との度合いを勘案し、リース代の 4 分の 1 を按分により経費に算入するものとする。